

子供食堂推進事業実施要綱

(平成30年4月20日付30福保子家第153号 決 定)

(平成31年3月29日付30福保子家第2032号 一部改正)

(令和3年4月1日付3福保子家第12号 一部改正)

第1 目的

民間団体等が行う地域の子供たちへの食事や交流の場（以下「子供食堂」という。）を提供する取組について、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援するとともに、子供食堂の開催に加え、子供食堂で調理又は用意した弁当や食材を取りに来た子供やその保護者へ配布する取組（以下「配食」という。）及び子供の自宅へ届ける取組（以下「宅食」という。）を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる子供食堂の取組を支援することを目的とする。

第2 実施主体

子供食堂推進事業（以下「本事業」という。）の実施主体は、都内区市町村とする。
なお、区市町村が認めた者へ委託又は補助を行うことができる。

第3 事業の内容

本事業の内容は以下のとおりとする。

1 事業内容

本事業の実施主体は、地域の子供やその保護者が気軽に立ち寄り、栄養バランスの取れた食事を取りながら、相互に交流を行う場を提供する取組を行う。

また、子供食堂の開催に加え、配食や宅食を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる取組を実施する場合には、別途加算の対象とする。

2 実施方法

(1) 原則として、月に1回以上、定期的に子供食堂を実施すること。ただし、配食や宅食の実施回数については、この限りではない。

(2) 子供又はその保護者（以下「参加者」という。）が1回当たり合わせて10名以上参加できる規模で開催すること。ただし、配食や宅食の実施規模については、この限りではない。

(3) 事業実施時は、常時、責任者を配置し、安全に配慮した開催を図ること。

(4) 事業の規模に応じて、必要な職員体制を確保すること。

(5) 本事業で提供する食事は、原則として子供食堂の職員又は参加者が直接調理した、栄養バランスのよいものとする。

(6) 所在地の区市町村が開催又は関与する、子供食堂や子供・家庭の支援に関わる

他の関係機関等との連絡会に年1回以上参加すること。連絡会の参加者、開催回数は地域の実情により区市町村が定めるものとする。

(7) 区市町村は、子供食堂の職員に対し、虐待の未然防止・早期発見に係る研修等を年1回以上実施すること。

(8) 子供食堂の職員は、子供食堂の開催時や配食・宅食の際には、参加者に対し、子供・家庭の支援に関わる相談窓口を周知するよう努めること。

また、参加者の生活状況を把握し相談に応じるとともに、必要に応じてニーズに対応した関係機関につなげること。

なお、虐待が疑われる場合等、早急な対応が必要な場合は子供家庭支援センター等に対して速やかに通告を行うこと。

(9) 食事提供の対価として食事代を徴収する場合は、地域の実情及び本事業の目的等を勘案して、実施主体が判断することとする。

3 実施場所

(1) 10名以上の参加者が、食事を取りながら交流をすることができるスペースを確保すること。ただし、配食や宅食の実施場所については、この限りではない。

(2) 宅食を除き、参加者が立ち寄りやすい場所で実施することが望ましい。

4 衛生管理、食中毒防止、感染防止及び事故防止

(1) 本事業の開始前に管轄の保健所に相談し、指導・助言を求めること。

(2) 食事の提供における食品の安全確保を図るため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び各種法令、通知等に基づく適切な衛生管理体制を構築すること。

(3) 参加する子供の食物アレルギーの有無を確認すること。

(4) 「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（通知）」（平成30年6月28日付厚生労働省子ども家庭局長ほか連名通知）における別添8「子ども食堂における衛生管理のポイント」等を参考とし、食中毒予防等の衛生管理には万全を期すこと。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染防止のために、「新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について」（令和2年3月3日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）等を参考とし、徹底した感染防止対策を講じること。

(6) 事故発生時の対応のため保険に加入すること。

(7) 食中毒や事故が発生した時の対応方法や連絡体制をあらかじめ定めるとともに、職員に周知徹底を図ること。

また、発生時には速やかに区市町村に報告するとともに、報告を受けた区市町村は都へ情報提供を行うこと。

5 その他

本事業を実施する際に、特定の政党又は政治団体のための活動又は特定の宗教のための活動を行わないこと。

第4 留意事項

個人情報の適正な管理に十分配慮し、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて職員等に周知徹底を図るなどの対策を講じること。

第5 費用の補助

本事業に要する費用の一部について、都は別に定めるところにより補助するものとする。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、都が別途定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。